

## 福岡市消費生活審議会（第8回）

# 議 事 資 料

資料1-1 消費者庁及び消費者委員会の消費者行政のイメージ

資料1-2 国会において修正された事項

資料1-3 消費者関連三法の関係

資料1-4 消費者関連三法のポイント

資料1-5 消費者庁及び消費者委員会の組織図

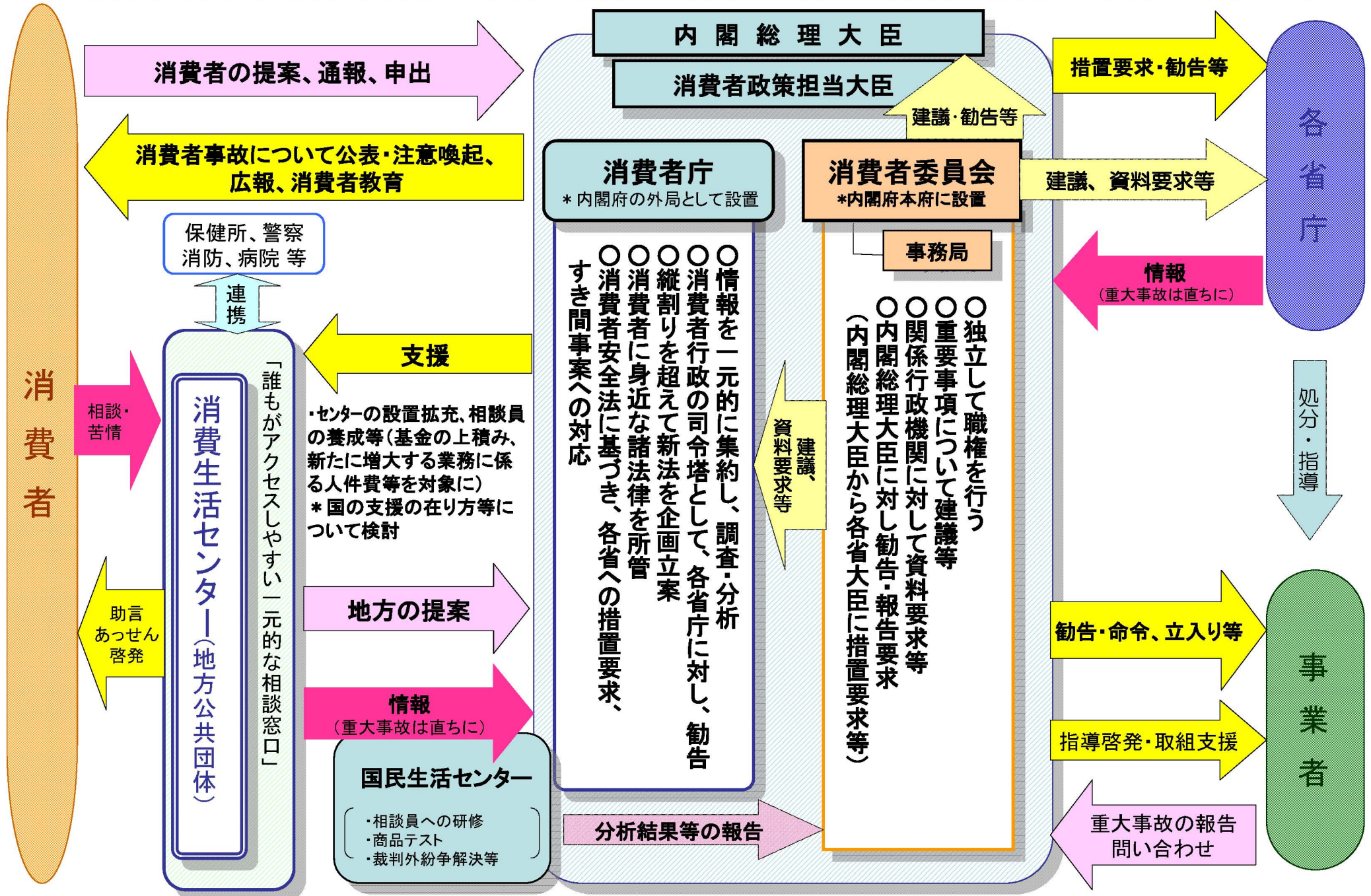
資料1-6 地方消費者行政活性化に向けた取り組みについて

※ 資料1, 国民生活審議会消費者政策部会（平成21年7月1日開催）資料より

資料2 平成21年度事業概要（別冊）

資料3 意見書を踏まえた啓発の現状について

# 消費者庁及び消費者委員会創設後の消費者行政のイメージ



## 国会において修正された事項

## 1. 消費者庁設置法

修正項目	政府案	修正		
題名	消費者庁設置法	消費者庁及び消費者委員会設置法		
任務規定	—	消費者の権利の尊重等を追加（第3条）		
関係行政機関の協力	「関係行政機関の協力」として規定	要求権限である旨を明確化するため、見出しを「資料の提出要求等」に変更（第5条）		
消費者政策委員会 （消費者委員会）	名称	消費者政策委員会	消費者委員会	
	位置付け	消費者庁に設置	内閣府に設置（第6条）	
	委員	独立性	—	委員は、独立してその職権を行う。（第7条）
		人数	15人以内	10人以内（第9条）
		勤務形態	非常勤	非常勤
				2年以内の常勤化を図ることを検討（附則第2項）
	登用	—	委員の内3名については常勤的に務めることが可能となるように人選（与野党合意）（衆・附帯5、参・附帯7）	
	権限	—	民間から登用（衆・附帯4、参・附帯6）	
		①諮問に応じ重要事項を調査審議 ②内閣総理大臣、各省大臣に意見 ③—	関係行政機関の長に対する資料提出要求（第8条）	
	事務局	—	①内閣総理大臣、各省大臣に建議（第6条第2項第1号） ②諮問に応じ重要事項を調査審議（同条項第2号） ③消費者安全法20条による内閣総理大臣への勧告及び報告要求を特記（同条項第3号）	
		多様な専門分野にわたる民間からの登用（衆・附帯8、参・附帯11）		

## \* 附則等に規定された事項

所管法律	3年以内に消費者関連法律についての消費者庁の関与の在り方を見直し（附則第3項）
体制整備	消費者庁・委員会・国民生活センターの更なる体制整備を検討（附則第3項）
地方消費者行政	3年以内に国が行う支援のあり方について所要の法改正を含む全般的な検討を加える（附則第4項）（参・附帯30）

	地方交付税措置を活用しつつ、基金を上積みし、支援対象の拡充（「集中育成・強化期間」において増大する業務に係る人件費等）等により相談員の処遇改善を図るとともに、消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について消費者委員会で検討（与野党合意）（衆・附帯 19、参・附帯 24）
適格消費者団体への支援	3年以内に国の支援の在り方について見直し（附則第5項）（衆・附帯 22、参・附帯 29）
被害者救済等	3年を目途に加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をばく奪し、被害者を救済するための制度について検討（附則第6項）（参・附帯 31）

## 2. 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律

修正項目	政府案	修正
特命担当大臣の総合調整権限	—	特命担当大臣による消費者行政に関する総合調整機能の発揮を明確化するために修正（内閣府設置法第4条第1項）（衆・附帯 20、参・附帯 25）

## 3. 消費者安全法

修正項目	政府案	修正
情報の収集・開示	—	国及び地方公共団体の責務に追加（第4条3項）
	結果の概要の公表	結果の公表（第13条第3項）
	—	上記を国会報告（第13条第4項）
消費者教育	—	国及び地方公共団体の責務に追加（第4条6項） 消費者教育の推進については、消費者庁が司令塔機能を果たす（参・附帯 16）
関係行政機関の協力	「関係行政機関の協力」として規定	要求権限である旨を明確化するため、見出しを「資料の提出要求等」に変更（第14条）
消費者委員会の権限	内閣総理大臣への意見	内閣総理大臣への勧告（第20条第1項）
		内閣総理大臣に対する報告要求等（同条第2項）
重大事故等の範囲	—	3年以内に財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討する旨の附則を追加（附則第2項）

# 消費者庁関連3法の関係について

組織法

## <消費者庁及び消費者委員会設置法>

○任務、所掌事務、消費者委員会、等

\*これに併せて内閣府設置法を一部改正(消費者政策担当の内閣府特命担当大臣を常設)

作用法

## <関係法律の整備法>

- 各府省庁からの移管・共管
- 一体的運用

(表示)景品表示法、JAS法、食品衛生法 等

(取引)特定商取引法、特定電子メール法、  
貸金業法、割賦販売法、宅建業法、  
旅行業法 等

(安全)消費生活用製品安全法 等

す  
き  
間  
↑

(事業者への  
勧告・命令等)

各  
省  
庁  
所  
管  
法

措置要求

す  
き  
間  
↑

(事業者への  
勧告・命令等)

各  
省  
庁  
所  
管  
法

措置要求

## <消費者安全法>

- 基本方針の策定
- 地方自治体の事務(苦情相談、あっせん等)
- 消費生活センターの設置
- 消費者事故に関する情報の集約
- 消費者被害の防止措置(公表、措置要求、事業者への勧告・命令等(\*))
  - \*事業者への勧告(点検、修理、表示等) ⇒ 勧告内容の実施命令
  - (重大事故発生の急迫した危険がある場合) 譲渡、使用禁止等 ⇒ 回収等の命令

# 消費者庁関連3法のポイントについて

## 【目次】

消費者庁及び消費者委員会設置法・・・・・・・・・・ 1

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う  
関係法律の整備に関する法律・・・・・・・・・・ 2

消費者安全法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 消費者庁及び消費者委員会設置法のポイント

消費者基本法第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行わせるため、内閣府の外局として消費者庁を設置する。また、内閣府に消費者委員会を設置する。

### (1) 消費者庁の設置

内閣府の外局として消費者庁を設置し、その長は消費者庁長官とする。

### (2) 消費者庁の所掌事務

- ア 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- ウ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- エ 消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関すること。
- オ 各府省庁から移管される表示、取引、安全関係の法律に関する事務。  
(「消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案のポイント」を参照)
- カ 物価、公益通報者の保護及び個人情報保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。等

### (3) 消費者委員会の設置

内閣府に消費者委員会を設置する。

#### ア 組織

- ①内閣府に、10人以内の消費生活に関し識見を有する者から成る消費者委員会を置く。
- ②消費者委員会に事務局を設置する。

#### イ 所掌事務

- ①消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項に関し、自ら調査審議し、内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官に建議する。
- ②内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項を調査審議する。
- ③消費者安全法の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めるほか、個別の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

### (4) 附則

- ①公布の日から起算して一年以内に施行する。
- ②衆議院による修正で、所要の検討規定が盛り込まれた。

## 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う 関係法律の整備に関する法律のポイント

消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴い、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律及び食品衛生法その他の関係法律について、所要の規定を整備する。

### (1) 個別作用法の改正

#### <表示関係>

不当景品類及び不当表示防止法（景表法）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）、家庭用品品質表示法、食品衛生法、健康増進法、住宅の品質確保の促進等に関する法律

（改正のポイント）

内閣総理大臣が、消費者の生活に密接に関連する物資の品質等に関する表示の基準等を定め、これを遵守させるための命令等を行うことができるようにするため、上記の法律を改正して内閣総理大臣の権限を規定。

その際、公正取引委員会、農林水産省、経済産業省、厚生労働省にも立入検査等を行わせ、内閣総理大臣にその結果を通知させること等により、消費者庁が主導しつつ、地方における執行体制を実質的に確保できるよう措置。

#### <取引関係>

特定商取引に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（預託法）

（改正のポイント）

特に消費者トラブルの多い取引の適正化を図るため、上記の法律を改正して、消費者庁がこれらの法律の企画立案、執行を担うことができるように、内閣総理大臣の権限を規定。

#### <業法関係>

貸金業法、割賦販売法、宅地建物取引業法、旅行業法

（改正のポイント）

消費者の利益の擁護及び増進を主たる目的とする上記の業法について、その目的の実現を図るとともに、二重行政を避ける観点から、内閣総理大臣が、業所管大臣の行う事業者に対する業務改善命令等の処分について、あらかじめ協議を受け、また、必要な意見を述べる仕組みを設けるため、これらの法律を改正して内閣総理大臣の権限を規定。



## ＜安全関係＞

消費生活用製品安全法（消安法）、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）、食品衛生法、食品安全基本法

（改正のポイント）

- ① 高度な科学的、専門的知見を必要とする安全関係の基準について、消費者被害の実態を十分反映したものとするため、あらかじめ、内閣総理大臣が当該基準を策定する大臣から協議を受ける仕組みを設けるため、消安法、家庭用品規制法、食品衛生法を改正して内閣総理大臣の権限を規定。
- ② 消費生活用製品による重大な危害の発生及び拡大の防止を図るため、内閣総理大臣が製造業者等から報告を受け、必要な公表を迅速に行うことができるよう、消安法を改正して内閣総理大臣の権限として規定。
- ③ 食品安全基本法を改正し、食品の安全の確保に関する基本的事項の策定、リスクコミュニケーションの調整等の権限を、消費者庁に移管。

## ＜その他＞

消費者基本法、消費者契約法、製造物責任法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）、無限連鎖講の防止に関する法律（ねずみ講防止法）、公益通報者保護法、国民生活安定緊急措置法 等

（改正のポイント）

内閣府本府から消費者庁に移管し、消費者の利益の擁護及び増進に関する政策を企画立案、推進する。

## （２）内閣府設置法等の改正

（改正のポイント）

- ① 内閣府の任務として、「消費者が安心して安全な消費生活を営むことができる社会の実現に向けた施策の推進」を追加する。
- ② 食品安全委員会及び消費者行政を担当する内閣府特命担当大臣を置くこと等を規定。

## 「整備法」により消費者庁が所管する関係法律について

(参考)

**所管の対象** = 消費者利益の擁護及び増進に関わる主要な法律(消費者に身近な法律)を所管。  
(他の法律分野についても、「消費者安全法」による措置要求等で対応。)

**所管の形態** = 行政組織の肥大化を招かぬよう、国の地方出先機関、都道府県を活用。消費者庁の主導の下、効率的に法執行。二重行政を回避。

### 表示関係 (景表法、JAS法、食品衛生法、健康増進法、品表法 等)

- ◎ 消費者庁が、表示基準を策定。これを遵守させるための命令は、**消費者庁のみ**が権限を持ち、**一元的に実施**。
- ◎ 立入検査、行政指導は、公取、農水省、経産省、厚労省に行わせるが、必要な消費者庁への通知を義務づけ。  
(必要な場合には、**消費者庁**が自ら立入検査を実施。)

### 取引関係 (特定商取引法、特定電子メール法、預託法)

- ◎ **消費者庁**が、企画立案を担うとともに、自ら、立入検査、命令を行う。
- ◎ 特に、消費者トラブルの多い特定商取引法については、執行体制を経産省から**消費者庁**に移管し、地方の経済産業局を直接に**消費者庁**が指揮監督することにより、実質的に執行体制を一元化。

### 業法関係 (貸金業法、割賦販売法、宅建業法、旅行業法)

- ◎ **消費者庁**が、行為規制について、企画立案を担う。
- ◎ **消費者庁**は、業所管大臣の行う処分に関し、協議を受け、必要な意見を述べる。意見を述べるため必要な立入検査は**消費者庁**が行う。**二重行政を回避**しつつ、消費者の目線を反映。

### 安全関係 (消費生活用製品安全法、有害物質含有家庭用品規制法、食品衛生法、食品安全基本法)

- ◎ 安全基準の策定は、各省の専門性を活用し、**消費者庁**が協議を受けることで、消費者の目線を反映。
- ◎ 消費生活用製品安全法の重大事故報告制度は、**消費者庁**が所管し、迅速に事故情報を公表。
- ◎ 食品安全基本法に基づき、食品安全行政の基本方針を**消費者庁**が所管し、司令塔として機能。

### その他関係 (製造物責任法、消費者契約法、公益通報者保護法 等)

- ◎ **消費者庁**が企画立案を担うことにより、消費者利益の擁護及び増進を実効的に図る。

## 消費者安全法のポイント

消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置等所要の措置を講ずる。

### (1) 基本方針

内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する**基本方針**を策定

### (2) 地方公共団体の事務と消費生活センターの設置等

ア 地方公共団体は、消費生活相談、苦情処理のあっせん等の事務を実施

イ アの事務を行うため、**消費生活センター**を設置（都道府県は必置、市町村は努力）

### (3) 消費者事故等に関する情報の集約等

ア 行政機関、地方公共団体、国民生活センターは、被害の拡大のおそれのある**消費者事故等に関する情報を内閣総理大臣に通知**（生命・身体に関する**重大事故等**については直ちに通知）

イ 内閣総理大臣は、消費者事故等に関する情報等を集約・分析し、その結果を公表

### (4) 消費者被害の防止のための措置

ア 内閣総理大臣は、消費者の**注意喚起**のための情報を公表

イ 被害の防止を図るために実施し得る**他の法律の規定に基づく措置がある場合**

⇒ 内閣総理大臣は、法律に基づく措置を実施するよう**関係各大臣に要求**

ウ 被害の防止を図るために実施し得る**他の法律の規定に基づく措置がない場合**（いわゆる「**すき間事案**」の場合）で、かつ生命・身体に関する**重大事故等**の場合

① 内閣総理大臣は、**事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告**

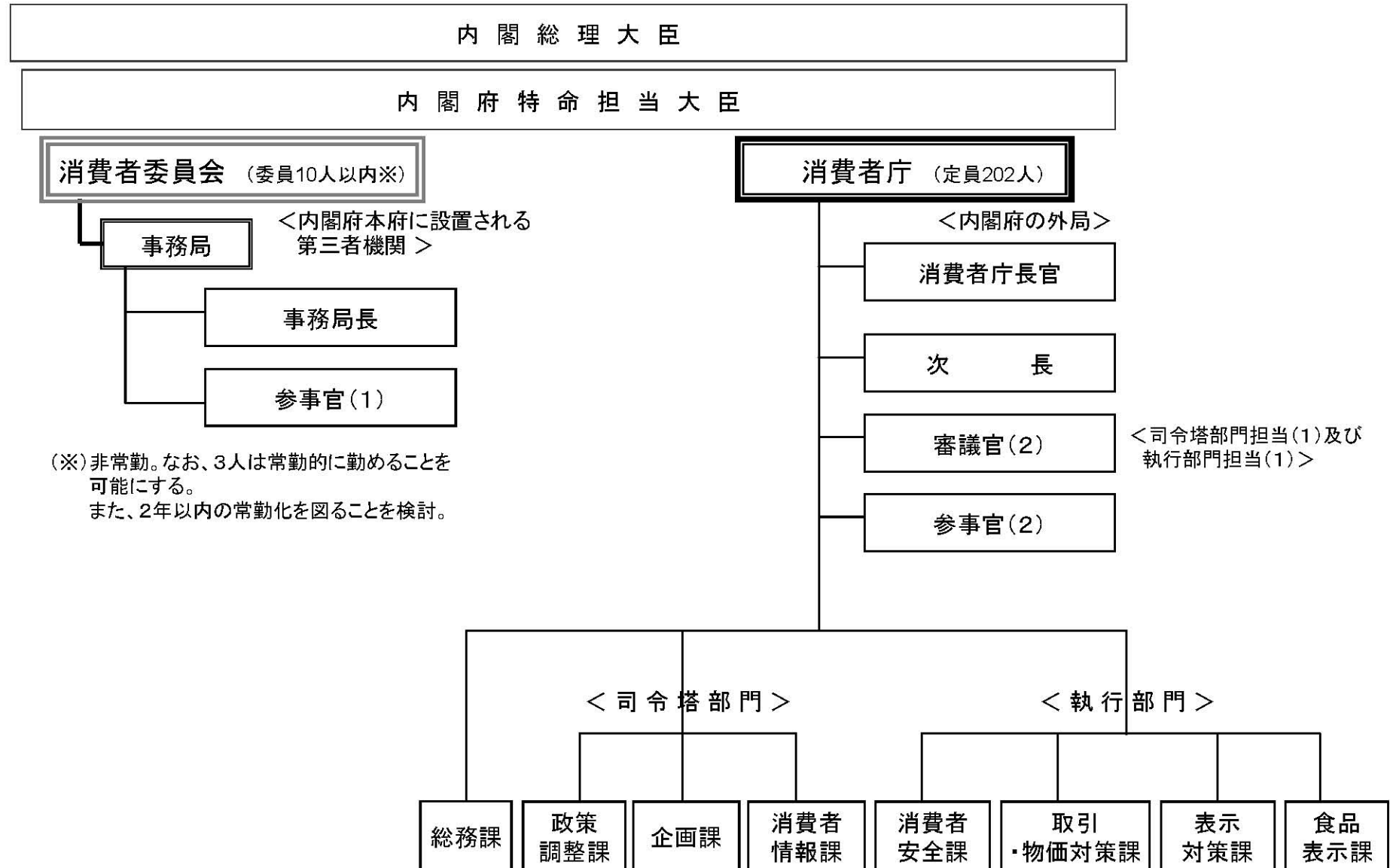
⇒ 正当な理由なく**従わない場合は、当該措置をとることを命令**

② 内閣総理大臣は、**急迫した危険がある場合は、①の手続を経ず、必要な限度において商品の譲渡等を禁止・制限**

⇒ **禁止・制限措置に違反したときは、商品の回収等を命令**

※ 上記の命令、禁止、制限に従わない場合には、罰則あり。

# 消費者庁及び消費者委員会組織図（案）



# 地方消費者行政活性化に向けた取組について

資料 1 - 6

地方の消費者行政を活性化するため、①基金造成による地方の取組支援、②国による直轄事業の実施、③地方の自主財源の拡充に取り組む。

- ① 地方消費者行政活性化交付金により都道府県に基金を造成し、消費生活センターの設置・拡充、相談員のレベルアップ等の地方の取組を支援
- ② 国自らも国民生活センターを活用し、経験豊富な相談員の現場への派遣など消費生活相談体制の強化等に取り組む
- ③ 地方公共団体の自主財源確保のため消費者行政に係る地方交付税措置を大幅に拡充

## 地方消費者行政活性化のための基金の造成

260億円

今後3年程度を消費生活相談体制強化のための“集中育成・強化期間”と位置付け、この間の地方公共団体の取組を支援

### メニュー方式の採用

消費生活センターの設置・拡充、相談員のレベルアップなど豊富なメニューを用意し、地域の実情に応じて柔軟に選択して事業を実施

### 地域独自の提案事業も支援

地方公共団体の創意工夫を活かした独自の取組を支援

### 事業の柔軟な実施

基金方式により約3年間の内に事業に柔軟に取り組むことが可能

### 計画的な事業の実施

地方公共団体ごとに、消費者行政活性化の方針、施策、相談員の処遇改善の取組等を示した計画を策定し、それに基づき事業を実施

### 独自財源による基金の上積みも可能

地方公共団体の独自財源により基金に上積みが可能。その際、「**地域活性化・経済危機対策臨時交付金**」等も活用可能

## 国民生活センターによる地方支援事業

約90億円

国自らも国民生活センターを活用した地方支援事業を実施

### 消費生活相談体制の強化

#### ○ 消費生活相談専門家による巡回訪問

経験豊富な相談員が市町村の窓口巡回訪問し、助言・指導

#### ○ 消費生活相談員養成講座の拡充

新たに各地域において相談員養成講座を実施

#### ○ 企業向け研修の実施

企業の消費者目線での活動を促進

#### ○ 国民生活センターの相談窓口の休日対応

国民生活センターによる休日における相談窓口の開設及び相談の処理に必要な体制の整備

### 情報共有体制の強化

PIO-NET端末が設置されていない市町村等に追加配備を実施

## 地方公共団体の自主財源の拡充（地方交付税措置の拡充）

平成21年度に消費者行政に係る基準財政需要を約90億円から約180億円に拡充

基金を活用した活性化事業に取り組むと同時に、この間に地方公共団体の消費者行政に係る自主財源の充実を図る。

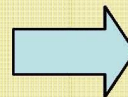
平成20年度

<都道府県>

人口170万人の標準団体の基準財政需要：3,000万円

<市町村>

人口10万人の標準団体の基準財政需要：500万円



平成21年度

平成21年度には、都道府県、市町村ともに標準団体の消費者行政に係る**基準財政需要を倍増**  
**相談員の報酬は、約150万円から約300万円に**

# 地方消費者行政活性化基金について

260億円

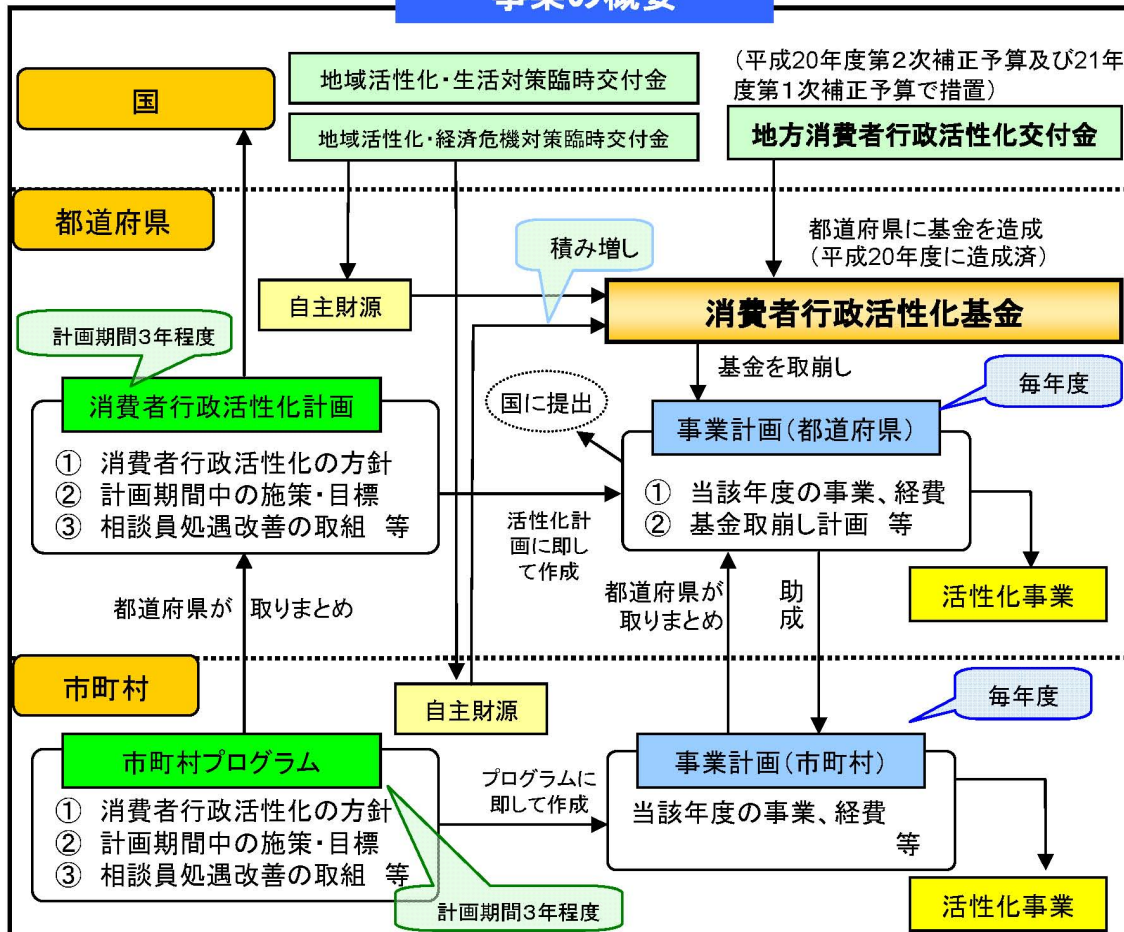
## 現状と課題

- 近年、消費生活相談の複雑化、高度化が進む中、消費者行政一元化の取組に伴い更なる相談の増加が見込まれる。
- こうした環境変化に対応し、国民の安心を確保していくためには、消費者行政の強化に早急に取り組む必要がある。

## 対応

- 今後3年程度を地方消費者行政強化のための“集中育成・強化期間”とし、消費者行政強化に取り組む地方公共団体を集中的に支援
- 地方消費者行政活性化のための基金を都道府県に造成し、消費生活センターの設置・拡充、相談員の養成・レベルアップ等を支援
- 地域の発意と創意工夫を支援するため、国は事業メニューを提示する一方、地方公共団体が地域の実情に応じて選択するメニュー方式を採用
- 事業実施に当たっては、中期的な消費者行政活性化のための方針を策定した上で、計画的に推進

## 事業の概要



## 支援メニュー

- 消費生活センター機能強化事業**  
消費生活センターの設置・拡充 等
- 消費生活相談スタートアップ事業**  
消費生活相談窓口の開設・機能強化
- 消費生活相談員養成事業**  
管内の消費生活相談を担う人材の養成
- 消費生活相談員等レベルアップ事業**  
相談員への研修開催、研修参加支援
- 消費生活相談窓口高度化事業**  
高度に専門的な消費生活相談への対応力向上
- 広域的消費生活相談機能強化事業**  
市町村が連携して相談事業を実施
- 食品表示・安全機能強化事業**  
食品表示・安全分野の対応力を強化
- 一元的相談窓口緊急整備事業**  
消費者庁創設に伴い増大する業務に係る人件費を支援
- 消費者教育・啓発活性化事業**  
消費者教育の強化
- 商品テスト強化事業**  
商品テスト機器購入、テスト実施体制強化
- 地方苦情処理委員会活性化事業**  
消費生活センターの設置・拡充 等
- 消費者行政活性化オリジナル事業**  
地域独自の消費者行政活性化の取組を支援

## 平成20年度福岡市消費生活審議会意見書

## 「福岡市における消費者教育・啓発の今後のあり方について」

## を踏まえた啓発の現状について

## (1) 高齢者対象の啓発事業

審議会意見(今後の方向性)

- ① 「悪質商法にNO! ご近所ボランティア」育成講座の受講生の拡大を推進し、全小学校区にボランティアがいる状況をつくる必要がある。
- ② 育成講座は、消費生活センターのほか、より多くの市民が参加しやすいように地域交流センターなどを会場として地域でも開催する必要がある。
- ③ 地域において、高齢者への見守りをを行っている関係機関等との連携の強化を推進していく必要がある。

## ①, ② ご近所ボランティアについて

平成21年度「悪質商法にNO! ご近所ボランティア」育成講座実績  
開催回数5回(あいれふ3回, 東市民センター1回, 西区役所1回)  
受講者数48名。現在, ご近所ボランティアの登録者数220名。  
今後, 情報交換会を開催し, ボランティアのバックアップを図る。

## ③ 地域において、高齢者への見守りをしている関係機関との連携について

公民館, 人権のまちづくり館, 市・区社会福祉協議会, 地域包括支援センター, 老人福祉センター, 福岡市社会福祉事業団, 福岡市身体障害者福祉協会, 福岡市地域自立支援協議会へ「消費生活かわら版」及び「見守り新鮮情報」を毎月配布。

市・区老人クラブ連合会, 民生委員・児童委員へ「消費生活かわら版」を配布。

7月にリーフレット「高齢者を悪質商法被害から守る見守りのツボ」を作成。  
今後民生委員やボランティア等に配布の予定。

## (2) 学校現場と連携した消費者教育

審議会意見(今後の方向性)

- ① 高校卒業前の3年生を対象とした消費者教育出前講座については、市内全高校で開催していく必要がある。
- ② 学校における消費者教育を支援するために、消費者教育関連資料の収集整理を行うことが重要である。

### ① 高校卒業前の3年生を対象とした消費者教育出前講座について

市内の全高等学校43校に案内を出し、呼びかけている。開催時期まで期間があることもあり、市立高校以外からの申込はないが、今後、個別に高校をあたっていく。

### ② 消費者教育関連資料の収集整理について

関係機関からの消費者教育関連資料の収集整理を適宜行っている。

- ★ 6月に「消費生活グマの『ドツボの避(よ)け方教えるクマー!』悪質商法編」を作成し市内全大学へ配布するとともにホームページに掲載した。

## (3) 市民による自主的・組織的な消費者啓発

審議会意見(今後の方向性)

- ① 有資格者を活用した啓発事業を検討していく必要がある。
- ② 自主的・組織的な消費者啓発活動の芽を育てるため、地域団体などの活躍機会確保など、コーディネート機能の充実についても視野に入れる必要がある。

### ①, ② 有資格者を活用した啓発事業, コーディネート機能の充実について

共に今後の検討課題。

## (4) その他

審議会意見(今後の方向性)

- ① 家庭や企業における金銭教育を含めての消費者教育の支援も重要である。

### ① 消費者教育の支援

市政だより2月15日号折り込みのタブロイド誌において、金銭教育関連図書の紹介を検討中。(紹介図書は公民館に配布を検討)